

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

- ・近畿運輸局 自動車監査指導部
(大谷、和田)
(電話) 06-6949-6449
- ・近畿運輸局滋賀運輸支局 企画輸送・監査部門
(田中、岡澤、今井)
(電話) 077-585-7253

令和6年12月17日

近江タクシー株式会社に車両停止命令

この度、下記の乗合タクシー事業者に対して、滋賀運輸支局が立ち入り監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和6年12月17日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名
事業者名：近江タクシー株式会社（法人番号：4160001008626）
営業所名：湖東営業所（滋賀県近江八幡市上田町84-3）
2. 立入監査の実施日
令和6年6月4日
3. 監査の端緒
令和6年5月28日（火）、東近江市の予約制乗合タクシーである「ちょこっとタクシー」市辺（いちのべ）線において無認可路線を運行したとの報告を上記事業者から受け滋賀運輸支局が立ち入り監査を実施。
4. 行政処分（不利益処分）について
(1) 処分内容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
延べ20日間の事業用自動車使用停止処分【2両×10日間】
(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容
 - ・事業計画に定める業務の確保違反【初違反】
(道路運送法第16条第1項)
 - ・運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切（初違反）】
(道路運送法第27条第3項)（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

配布先
青灯クラブ
陸運記者会(ハイタク部会)
滋賀県政記者クラブ